

計算書類に関する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

①車輌運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②ソフトウェア

残存価格をゼロとする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

北海道民間社会福祉事業職員共済制度における退職金については、法人の負担する掛金相当額を退職給付引当金に計上している。

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度における退職金については、期末退職金要支給額（約定給付額から被共済職員個人が拠出した掛金累計額を控除した金額）を退職給付引当金に計上している。また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

北海道民間社会福祉事業職員共済制度及び全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では事業区分が一つのみであるため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人の社会福祉事業は拠点区分が単一であるため作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人の公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

泊村社会福祉協議会拠点区分（社会福祉事業）

「法人運営事業」

「訪問介護事業」

「共同募金配分金事業」

「愛情資金貸付事業」

「デイサービス受託事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

8. 担保に供している資産

該当事項なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輌運搬具	5,243,417	5,243,415	2
器具及び備品	2,988,253	2,430,657	557,596
ソフトウエア	633,960	264,150	369,810
合計	8,865,630	7,938,222	927,408

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,698,884	0	1,698,884
合計	1,698,884	0	1,698,884

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし

13. 重要な偶発債務

該当事項なし

14. 重要な後発事象

該当事項なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし

以上